

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月16日
【会社名】	株式会社光彩工芸
【英訳名】	KOSAIKOGEI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 深沢 栄二
【本店の所在の場所】	山梨県甲斐市竜地3049番地
【電話番号】	0551-28-4181(代表)
【事務連絡者氏名】	社長室 室長 吉田 貴
【最寄りの連絡場所】	山梨県甲斐市竜地3049番地
【電話番号】	0551-28-4181(代表)
【事務連絡者氏名】	社長室 室長 吉田 貴
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年4月26日開催の当社第49回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年4月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金4.0円

その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金 160,000,000円

減少する剰余金の項目とその額 別途積立金 160,000,000円

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

減少する資本準備金の額 資本準備金509,290,000円のうち100,000,000円

資本準備金の額の減少の効力発生日 平成28年4月27日

第3号議案 定款一部変更の件

社外取締役の機能を活用し、取締役会の監査機能を強化することによって、コーポレート・ガバナンスをより充実させると共に経営の効率化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したく、定款の一部を変更する。

改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められることとなったことに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる旨の規程を変更する。

監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役以外の取締役の任期が1年となることに伴い、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の規程を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）を削除する。

その他、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行う。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、深沢栄二、深沢信夫、金井公克、加藤雄一を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、鈴木真、埴原一也、柴山聡を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を、年額150,000千円以内（うち社外取締役50,000千円以内）とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬枠を年額20,000千円以内とする。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退職慰労金贈呈の具体的金額、時期及び方法について監査等委員である取締役の協議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	2,799	5	-	(注)1	可決(99.82%)
第2号議案	2,795	9	-	(注)1	可決(99.68%)
第3号議案	2,795	9	-	(注)2	可決(99.68%)
第4号議案				(注)3	
深沢 栄二	2,793	11			可決(99.61%)
深沢 信夫	2,793	11			可決(99.61%)
金井 公克	2,793	11			可決(99.61%)
加藤 雄一	2,793	11			可決(99.61%)
第5号議案				(注)3	
鈴木 真	2,796	8			可決(99.71%)
埴原 一也	2,796	8			可決(99.71%)
柴山 聡	2,796	8			可決(99.71%)
第6号議案	2,788	16		(注)1	可決(99.43%)
第7号議案	2,791	13		(注)1	可決(99.54%)
第8号議案	2,738	66		(注)1	可決(97.65%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上